⑶　元本総額100万円を超える債権者に対しては、元本総額のうち、
①　100万円以下の部分については、前記⑵のとおり、
②　100万円を超える部分については、当該部分の7.5％相当額を、①による分割弁済額と合算して、平成22年３月末日を第１回とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成33年３月末日まで、合計12回にわたり均等額を分割弁済し、その余については免除を受ける。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、11回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、12回目に残額を支払う形で調整する。
⑷　上記⑵及び⑶にかかわらず、管財人は、裁判所の許可を得て、各分割弁済額について、割引率５％によって計算した一括弁済日における現在価値相当額の合計額を、通常の一般更生債権者の全てに対して一律に、一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３ヶ月以内に一括弁済日を定める。
⑸　上記⑷による一括弁済がなされたときは、前記⑵及び⑶による分割弁済額の合計額から、既弁済額及び一括弁済額を控除した残額につき免除を受ける。この場合の債務免除の時点は、前記⑷の一括弁済時とする。

第２　敷金
１　確定債権
合計　630万円
別表９－２
（内訳）省略
（債権者数）３名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　賃貸不動産の明渡しが完了するまでの間は、本節に基づく弁済を保留する。
⑵　確定債権額から会社更生法第48条３項の規定に基づき共益債権とされる金額を控除した後の額を本節第１の２⑵及び⑶によって算定した額から、賃貸借契約終了後従前の契約に従って精算すべき額（但し、会社更生法第48条３項の規定により共益債権とされる部分に当該精算すべき額を充当した結果、なお精算されない額に限る。）を控除した額を、本節第１の２⑵又は⑶の定めにしたがって弁済する。この場合、既に更生計画による弁済期が経過している分割弁済金の未払額がある場合は、その金額を加算して、当該賃貸不動産明渡し後最初に到来する弁済期に弁済する。但し、この場合、利息は付さないものとする。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済の場所等
１　本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が預金口座を指定し、当該口座への振込みを求めた場合には、更生会社が振込手数料を負担し、債権者の指定する口座に振り込む方法により弁済する。
２　弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済する。
第２　放棄又は取下げ債権の取扱い
更生計画認可決定確定日までに確定した更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄又は取下後の債権額に基づいて本章の定めを適用し、その結果、算出した金額を弁済額とする。
第３　譲渡債権等の取扱い
確定した更生担保権又は更生債権の譲渡若しくは移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は一部移転の場合は、債務の免除は新旧権利者双方がその債権額にて按分して負担する。
第４　端数処理・弁済充当の順序
１　本章の定めによる更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。
２　弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、遅延損害金を含む場合の弁済の充当順序は、別に定めのない限り、遅延損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
第５　免除の効力発生日
更生債権に対する免除の効力は、特段の定めがない限り、更生計画認可決定の日において生ずるものとする。

第４章　担保権等に関する措置
第１節　存続する担保権
第１　存続する担保権
１　不動産及び工場財団にかかる更生担保権
⑴　担保権の存続
別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産及び工場財団）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の抵当権及び根抵当権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。
⑵　根抵当権の元本確定
ア　別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産及び工場財団）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の根抵当権について、その担保すべき元本は、更生計画認可決定によって、同表の「新しい債権額」欄記載の額に確定する。
イ　各根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。
⑶　担保権に関する変更登記手続
別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産及び工場財団）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の各担保権者は、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、債権額又は極度額を上記各表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
⑷　担保権の消滅時期
別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産及び工場財団）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の担保権は、第３章第１節第１の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。
２　所有権留保にかかる更生担保権
⑴　担保権の存続
別表11－２「存続する担保権一覧表（所有権留保）」記載の所有権留保にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。
⑵　担保権の消滅時期
別表11－２「存続する担保権一覧表（所有権留保）」記載の所有権留保にかかる担保権は、第３章第１節第２の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。
３　リースにかかる更生担保権
⑴　担保権の存続
別表11－３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。
⑵　担保権の消滅時期
別表11－３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権は、第３章第１節第３の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。更生会社はリース期間が満了するまでリースにかかる担保権の目的物の使用を継続することができる。